

平成 29 年度第 2 回愛知県環境審議会専門調査員協議会 会議録

1 日時

平成 30 年 2 月 7 日（水） 午後 2 時から午後 4 時 30 分まで

2 場所

愛知県自治センター 6 階 603 会議室

3 出席者

(1) 専門調査員

神戸専門調査員、福岡専門調査員、瀧崎専門調査員、中西専門調査員、成田専門調査員、村松専門調査員、岡田専門調査員、服部(伸)専門調査員、木村専門調査員、服部(俊)専門調査員、森専門調査員、山岡専門調査員、吉田専門調査員
(以上 13 名)

(2) 事務局

愛知県環境部自然環境課：大橋主幹、石原課長補佐、岩川主任、辻崎主事
東三河総局環境保全課：山内主任
新城設楽振興事務所環境保全課：小野曾主査
西三河県民事務所環境保全課：橋場主事
豊田加茂環境保全課：平井主事
(以上 8 名)

4 議題

(1) 平成 29 年度愛知県自然環境保全地域等の追跡調査の結果について

ア 自然環境保全地域

平成 29 年度の愛知県自然環境保全地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 吉祥山（豊橋市・新城市）

(瀧崎専門調査員) ここ数年吉祥山を見ていると 2003 年 5 月に訪れた際に、ひどく鹿の食害が受けていたが、かなり回復しているように見えるが、春先の餌が少ない時期にどうなっているか、再度確認が必要である。

(水野専門調査員) (事務局より代読) 過去の報告と比べて大きな変化はないと思われる。壊れた看板が 2 本あったので、直す必要がある。

(原瀬専門調査員) (事務局より代読) 本保全地域を構成する地形・地質に関しては、現状として、保全のために必要な措置を考えなくてよいと思われる。

(協議会事務局) 鹿の食害については各市と連携し、計画的な捕獲を進めるとともに春先には

現地にて状況確認を行っていく。

また、壊れた看板については、確認したところ保安林関係のものであったため、平成 29 年 12 月 14 に所管している東三河農林水産事務所林務課へ情報提供を行った。

② 小堤西池（刈谷市）

(成田専門調査員) ヨシの繁殖の勢いは強くカキツバタの生育を阻害している。毎年、ボランティアによる除草が実施されており、重要な保護手段であるが、地下茎を伸ばして繁殖するヨシの勢いを止め、駆除していくには人力のみでは限界があると思われる。ヨシ原にならない様に別の手立ても検討したらどうか。

(榊原専門調査員) (事務局より代読) 池の北側の農道中央付近に刈谷市教育委員会が設置した植物解説板に保全・復元に取り組んでいるとの記述があるが、復元の取り組み状況はどうか。また、自然環境保全地域指定の理由には、植物だけでなく野生動物特に稀産のトンボ類の生息地であることなどもあり動物についての解説板もあるとよい。

(山岡専門調査員) 集水域がどの程度の広さなのか分からないが、今後小堤西池東側斜面（県の保全地域）よりも東側の開発がさらに進めば、湧水量はますます減少していくと考えられる。しかし、保全地域以外での開発を止めることはできないので、いずれは何らかの対策を考えなくてはいけないだろう。

また、小堤西池東側斜面（県の保全地域）でのハチク、マダケが広がる速度が著しい。刈谷市でも伐採を進めているが、広がる速度の方が勝っているようである。

ミシシippアカミミガメが非常に多い。2～3歳の子亀も多いので、トラップなどを使って捕獲し、除去する必要があるのではないかと。特に池の北にある駐車場近くの池にはたくさんいた。

(協議会事務局) 管理者へ指摘事項の内容を伝えるとともに、動物の解説板の設置を依頼する。竹の伐採については、県の事業として計画的に毎年度行っており、今年度も平成 29 年 9 月に実施した。また、ミシシippアカミミガメについては状況を確認し、駆除等の対策を管理者と検討していく。

③ 茅原沢（岡崎市）

(神戸専門調査員) 乾燥しやすい環境が影響していると思われるが、ヒメシャラが 1 株、枝の先端が枯れだしていた。専門家に手立てを講じてもらうのが良い。

林内に散在している伐採したモウソウチクを片付けること。

すべてのコナラの枯木に対応することは無理としても、巡視道をふさいでいる倒木や、危険を及ぼす恐れのある枯木は処理する必要がある。

オオズミが確認できたが、ツル植物が絡んでおり、周りの木による被陰もあり、生育環境を整える必要がある。

(緒方専門調査員) (事務局より代読) 特にないが、特別地区内の観察路が非常に歩きにくいいため、整備していただきたい。

(吉田専門調査員) 地学的には特に問題ない。

(協議会事務局) ヒメシャラについては、状況を定期的に確認するとともに専門家に相談して

いく。また、散在しているモウソウチクは数か所に集積する等、整備していく。

コナラの枯木や観察路の整備については、現場の状況を確認の上、対応を検討していく。

イ 自然環境保全地域候補地

平成 29 年度の愛知県自然環境保全地域候補地の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。なお、欠席した専門調査員の報告については、事務局が代読し、指摘に対する回答を行った。

《主な意見等》

① 矢作川河口域塩性湿地（碧南市）

（中西専門調査員）現状のままでよいと思われる。

（木村専門調査員）汽水域に生息するヤマトシジミ漁とともに、汽水域の塩性湿地がよく保全されており、このままの生息環境が保たれる事が望まれる。また、塩性湿地内には上流から流れ込み、堆積した朽ち木等が多いが、これらは塩性湿地内の貝類の生息場所として好適で、必要以上に取り除かないように注意を促したい。

（中尾専門調査員）（事務局代読）河岸のヨシ原の中と干潟上のゴミの除去を定期的に行う。

候補地上流域も含めて、今以上河川にゴミの投棄をさせない啓発活動を継続・強化する。

河岸でのゴルフの打ちっ放しを禁止する。

（協議会事務局）ごみ対策については、管理者及び地元ボランティアにより河川全体を対象にゴミ拾いを実施しているが、関係機関と情報を共有し、不法投棄等の防止のため、適宜、巡視を行っていく。

② 古戸の石灰岩洞窟（東栄町）

（村松専門調査員）植物関係では、保全のための措置は特に必要ない

（岡田専門調査員）入口に柵はしてあるが、隙間があり中に入ることができる。コキクガシラコウモリが子育てをしていることから、人が安易に入れないようにする必要がある。

（森専門調査員）洞窟正面に鉄柵などが設置されているが、完全ではなく人の立入りが認められるため、人が安易に入れないようにする必要がある。

（協議会事務局）土地所有者へ情報提供を行い、対策について検討を依頼する。

ウ 優れた自然地域

平成 29 年度の優れた自然地域の追跡調査結果について、各専門調査員から追跡調査報告書に基づき報告があった。

《主な意見等》

○ 面ノ木（豊田市）

（福岡専門調査員）県内有数の希少な自然環境であることから、人為的な攪乱や希少種の盗掘などが行われないように適切な監視が必要であると考えられる。また、県道や沢

の改修工事によって生育地が失われることが危惧される。環境調査が必要でないような小規模な工事であっても、詳細な生育情報を把握している専門家からの聞き取り調査などを行ったうえで工事を行うように注意を払う必要がある。

(服部 (伸) 専門調査員) ソウシチョウは、メジロ、コマドリ、コルリ、ウグイス等の繁殖に悪影響があり、日本の侵略的外来生物ワースト 100 に選定されており、今後の注視が必要とされる。

(服部 (俊) 専門調査員) 登山者のためのルートを中心に、路面や案内板などよく整備されているが、ところどころにある休憩用ベンチは再整備が必要ではないか。また、天狗棚への急斜面にかけられている鉄製の階段は腐食が進んだ箇所もあり、安全確保のためにも定期的な修繕が必要と思われる。

基底礫岩層の露頭に関して、保存するだけの価値はあると思う。

(協議会事務局) 少なくとも年 1 回は現地の巡視を行うなど希少種保全に努める。なお、当該地周辺の多くは愛知高原国定公園の特別地域に指定されているため、工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、土石の採取等、現状を変更する行為は、知事の許可が必要となる。中でも特別保護地区については、公益性のあるものなど一部の行為を除き原則不許可であり、行為が厳しく制限されているが、関係機関からの工事の情報を収集するなど行っていく。

ソウシチョウについて報告書にも記載があったが、茶臼山や段戸裏谷においても個体数が増加している。茶臼山においてはソウシチョウの増加が原因とはいえないが、コマドリ、マミジロ等が観察できなくなっている。面ノ木においても今後の状況を注視していきたいと考えている

基底礫岩層の露頭は、現在、落石防止のネットが掛けてあり、人が触れたり破損させることはできなくなっている。今後、道路の拡張等による工事の可能性もあるため、現地確認を行った上で、関係機関への情報提供を行っていききたい。

(3) 研究発表

- ・木村専門調査員 (動物部門) から「日本初記録綱セイスイガイ (勢水貝) にまつわる話」について、研究発表がなされた。

(4) その他

- ・次回の平成 30 年度第 1 回専門調査員協議会については、地形・地質部門の専門調査員が研究発表を行うこととなった。
- ・愛知県環境審議会専門調査員協議会の会議録については、愛知県環境審議会運営規程第 7 条第 1 項の規定に基づき、成田専門調査員 (植物部門) 及び岡田専門調査員 (動物部門) が署名者に選出された。